

警戒区域（双葉町）から避難した妊娠中の母について、妊娠中の避難及び出産後の乳児の世話の過酷さを考慮して、日常生活阻害慰謝料が増額され、また、父について就労不能損害額の算定において避難先での中間収入の全部が控除されずに賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X 1、同X 2、同X 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害項目

(1) 避難生活に伴う精神的損害	4 9 4 万円
X 2	2 3 4 万円
（但し、後記2（1）記載の期間のうち、平成23年7月1日から同年11月30日までの既払い金30万円を除く）	
X 1	1 3 0 万円
X 3	1 3 0 万円
(2) 生活費増加費用	1 9 万円
(3) 就労不能損害	3 8 2 万 8 2 2 7 円

2 期 間

(1) 避難生活に伴う精神的損害のうちX 2分について

自 平成23年7月20日 至 平成24年12月31日

その余の損害につき

自 平成23年12月1日 至 平成24年12月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の期間における前項の損害項目に対する和解金として金895万8227円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人らと被申立人は、(1) 避難生活に伴う精神的損害を除く第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解契約書に定めるものの外、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解契約の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自が1通ずつ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年2月18日

（仲介委員 兼川真紀）